

議案第29号

幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例

幕別町就学指導委員会設置条例（昭和55年条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町教育支援委員会設置条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 障害のある又は特別の配慮を必要とする就学予定者、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）に対して、適切な就学の支援を行うため、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、幕別町教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 支援委員会は、児童生徒等の障害の種類、程度の判断に関し、教育委員会の諮問に応じ、相談、調査及び審議を行い、その結果を答申する。

2 支援委員会は、前項の児童生徒等の状態に応じた適切な教育又は就学指導について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を具申することができる。

第3条第1項中「指導委員会」を「支援委員会」に、「25名」を「25人」に改め、「組織し、」の次に「委員は」を加え、同条第2項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 教育職員
- (2) 医師
- (3) 児童福祉施設の職員
- (4) 関係行政機関の職員

第5条第1項中「指導委員会」を「支援委員会」に、「1名」を「1人」に、「2名」を「2人」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(専門部会)

第7条 支援委員会は、第2条に規定する相談及び調査を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は教育委員会が委嘱し、任期は支援委員会の委員の任期に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の幕別町就学指導委員会設置条例第3条の規定により委嘱されている委員は、改正後の幕別町教育支援委員会設置条例第3条の規定により委嘱された委員とみなす。